

第 1 回協議会における協議内容のまとめ

第 1 いじめ防止についての基本的な考え方

1 いじめ理解

- ・いじめは、子どもに限らず人間社会の中でどこにでも起こり得る。
- ・いじめにあっていた児童生徒が、その後いじめる側にまわることもある。
- ・いじめは、どの学校でも起こる。

2 いじめへの認識

- ・いじめは、重大な権利侵害、人権侵害であることを認識する。
- ・いじめは、人間として恥ずべき行為であり、やってはいけない行為である。
- ・いじめた側といじめられた側の認識の差がある。
- ・子ども一人一人の人権を守るという意識改革が必要である。

3 その他

- ・いじめと虐待・体罰は相似形であり、いずれも隠匿傾向がある。
- ・いじめ自殺の背景には、いじめそのものより孤立感・孤独感があり、人間関係特に親子関係が重要である。

第 2 いじめ防止についての取組

1 県における取組

- ・保護者の意識啓発を図る。
- ・教師の感度を上げるための教員研修と資質向上を図る必要がある。
- ・教育委員会及び学校の責務として、いろいろな人との関わり方を学んでいくための、学校づくり、学級づくり、友達づくり、仲間づくりなどを図っていく。
- ・県(教育委員会)の市町村(教育委員会)に対する支援を期待している。
- ・ネット上のいじめ(LINE 含む)に対する対応をしていく。

2 学校における取組

(1)「学校いじめ防止基本方針」にかかるもの

- ・単にマニュアルを作るだけではなく、子どもを育てるという視点を大切にする。
- ・話しやすい、相談しやすい雰囲気作り、相談体制作りにも努める。

(2)「いじめ防止等の対策のための組織」にかかるもの

- ・組織的な対応となるような校内体制づくりに努める。
- ・学級担任だけではなく、「心の担任」として、複数の教員で児童生徒をみる体制づくりが必要である。
- ・多様な子どもの心の悩みに対応するため、学校を閉鎖的にせず、第三者による支援を取り入れていく。

(3) いじめの防止等に関する措置

ア いじめの防止

- ・教員と児童生徒間のコミュニケーションづくりを図り、信頼関係を築いていくことが重要である。

- ・ 道徳教育の充実を図るとともに、自己有用感を育むため子どもが主役となる場面をつくり、体験活動、交流活動の充実を図っていく。
- ・ いじめ問題に対する取組を学習の場として支援し、子どもたち主体で解決していくための活動を充実させることによって、よりよい集団作りを図る。
- ・ キャリア教育、総合的な学習の時間、職業体験などの場を通じ、多様な人たちとの関わりを設定し、子どもたちのよりよい人間関係づくりの力の育成を図る。

イ 早期発見

- ・ いじめは目に届きにくいところで起こるので、複数教員の目で見守り、家庭、地域、関係機関とも連携して見守る。
- ・ アンケートは、実態把握、抑止力の上で重要である。

ウ いじめに対する措置

- ・ 学校全体で組織的に対応する。
- ・ 家庭や地域、関係機関と連携して解決に取り組む。

3 家庭における取組

- ・ 家庭環境（親子関係）が子どもの人間関係づくりに大きく影響し、いじめの背景となることに鑑み、家庭教育の重要性を訴えていく必要がある。

4 地域における取組

- ・ 学校、家庭、地域が連携し、「いじめは許さない」ことを地域一体となって取り組んでいく必要がある。
- ・ 人権感覚を、学校だけでなく、家庭、地域の中で養っていく必要がある。

5 関係機関における取組

- ・ 関係機関、学校、保護者の連携が必要である。
- ・ 駐在所や交番、警察官OBを含め、警察を積極的に取り入れ、活用してほしい。
- ・ 電話相談員やメール相談員の対応能力の向上を図っていく必要がある。

6 その他

- ・ 子どもを育てるということについて、学校、保護者、地域の在り方をもう一度見直す。

第3 重大事態への対応

- ・ 組織的な対応が必要である。
- ・ 保護者、地域の児童委員、警察等との連携・協力体制を築く必要がある。
- ・ 隠さず情報を提供、公開し、情報の共有をしていく。
- ・ 背景調査とそのため外部人材が必要である。
- ・ 学校のルールだけでなく、第三者の視点を取り入れ、社会のルールを指導する必要がある。

第4 その他

- ・ 基本方針等のルールにしばられて子どもたちの主体性がうばわれないかということに留意していかなければならない。
- ・ 基本方針は、ある程度学校に任せる部分、弾力的に行える部分を持たせるべきである。
- ・ WHOの報道協定ガイドラインにも示されている自殺報道の在り方にも留意してほしい。